

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年 5 月12日	
【会社名】	スターゼン株式会社	
【英訳名】	Starzen Company Limited	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 津 瀨 健	
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目 5 番 7 号	
【電話番号】	03(3471)5521(代表)	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 プロジェクト本部長 林 育 司	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目 5 番 7 号	
【電話番号】	03(3471)5521(代表)	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 プロジェクト本部長 林 育 司	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	4,254,560,300円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,333,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 上記発行数は、平成28年5月12日(木)開催の取締役会により決議された、第三者割当による新株式発行に係る募集株式数707,000株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数626,300株の合計であります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本第三者割当」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 本第三者割当に関連して、平成28年5月12日に当社と三井物産株式会社(以下「三井物産」という。)との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」という。)を締結します。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	新株式発行	707,000株	2,256,037,000
	自己株式の処分	626,300株	1,998,523,300
一般募集			
計(総発行株式)	1,333,300株	4,254,560,300	1,128,018,500

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、1,128,018,500円であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,191	1,595.50	100株	平成28年5月30日(月)		平成28年5月31日(火)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われないうこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
スターゼン株式会社 本社	東京都港区港南二丁目5番7号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 三田通支店	東京都港区芝五丁目28番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,254,560,300	34,500,000	4,220,060,300

(注) 1. 払込金額の総額(発行価格の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本第三者割当による新株式発行及び本自己株式処分によるものであり、発行諸費用の概算額とは本第三者割当による新株式発行及び本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の内訳は、主にアドバイザー手数料、弁護士費用、登記費用及び情報共有サービス料等であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,220,060,300円については、全額を平成30年9月末までに、豪州や東南アジアなど海外からの食肉・食肉加工品の調達基盤の強化、国内物流施設及びITインフラ整備等を含めた営業戦略の推進並びに豚肉処理・加工工場効率化や自社農場強化を含めた国産牛・豚生産戦略の推進等のための設備投資資金に充当する予定であり、その具体的な内訳は次のとおりです。なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
食肉処理加工設備増強	1,730,000,000円	平成29年2月～平成30年3月
食肉加工品工場の効率化	1,130,000,000円	平成28年7月～平成29年12月
牛・豚生産農場への投資	720,000,000円	平成28年6月～平成29年3月
海外調達基盤の強化	640,060,300円	平成28年7月～平成30年9月

スターゼンミートプロセッサ(株)青森工場の豚肉製造ラインを日産平均約1,800頭から約2,100頭に増強します。

ローマイヤ(株)栃木工場のスモークハウスを最新型に刷新し生産の安定化と効率化を推進します。

食肉処理加工工場の安定稼働を維持するため国産牛・豚肥育生産農場への支援を強化します。

豪州における牛肉調達基盤の強化や東南アジアからの食肉加工製品の輸入調達基盤の確保を進めます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	三井物産株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第96期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月19日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第97期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月13日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第97期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月13日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第97期第3四半期 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日関東財務局長に提出</p>

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の数 (平成28年3月31日時点)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有して いる当社の株式の数 (平成28年3月31日時点)	当社普通株式2,216百株(発行済株式総数の2.52%)を保有しております。
人事関係		当社の社員(1名)が割当予定先に出向しております。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

三井物産は、当社の株式2.52%を保有する株主であり、同社の子会社プライフーズ株式会社(以下「プライフーズ」という。)での鶏肉一貫生産事業、同じく東邦物産株式会社における畜肉トレーディング、同社の関連会社フィード・ワン株式会社での飼料畜産事業、及び三井物産のリテールサポート事業部において蓄積されたノウハウを活用し、消費者起点で産地まで遡った食肉バリューチェーンを構築しております。

当社は、これまで三井物産と、平成22年10月1日に業務提携契約を締結し、人的交流、販売チャネルの共同開拓、プライフーズへの出資など、協力関係を築いてまいりました。

そうした中で今般、当社の成長戦略と三井物産の中長期的な畜産事業戦略とが合致しており、より関係を強化することで互いに多大なシナジーが得られることを確認し、日本国内及び海外での食肉、加工食肉事業における原料調達から加工、販売に至る食肉バリューチェーンで協力関係を強化して、両社の更なる企業価値の向上を実現することを目的として、本資本業務提携を行うことを決定いたしました。

具体的には、当社の海外事業強化におけるパートナーとして三井物産の持つ海外ネットワークを活用することで調達基盤の強化と新たな商品開発を期待できること、食肉事業の上流である飼料事業における協業によってブランド食肉の共同開発や生産性の向上が期待できること、物流、ITなど間接部門の協業による効率化を図ることで当社の食肉販売シェア拡大のスピードアップが可能となること、これらの状況を総合的に勘案し、本第三者割当が当社企業価値の向上に繋がるものであると判断いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,333,300株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当により取得する株式について中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先の四半期報告書(第97期第3四半期)に記載されている財務諸表により、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している株式会社東京証券取引所市場第一部の上場会社であります。

また、当社は割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(平成28年3月31日付)において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引もしないことを方針とする旨を記載していることを確認しております。以上のことから、当社は割当予定先及びその役員又は経営に実質的に関与するものが反社会的勢力と一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

発行価格は、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前営業日までの1ヵ月間(平成28年4月12日から平成28年5月11日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である3,191円(円未満四捨五入)といたしました。

当該発行価格は、本取締役会決議日の直前営業日(平成28年5月11日)の終値である3,305円に対しては3.45%のディスカウント、本取締役会決議日の直前3ヶ月間(平成28年2月12日から平成28年5月11日まで)の終値の平均値である3,179円(円未満四捨五入)に対しては0.38%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成27年11月12日から平成28年5月11日まで)の終値の平均値である3,278円(円未満四捨五入)に対しては2.65%のディスカウントとなります。

本取締役会決議日の前営業日までの直近1ヵ月間の終値の平均値といたしましたのは、前営業日の終値とした場合、年初からの日経平均株価の比較的高い変動の影響を受ける可能性があるため、直近1ヵ月間の終値の平均値とした方がそのような相場変動による影響を排除でき、当社の企業価値をより適切に反映すると考えられることを踏まえ決定いたしました。

また、算定期間を直近1ヶ月間といたしましたのは、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間と比較して、直近の市場価格に最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、当社は本第三者割当増資が特に有利な価格での発行に該当しないものと判断しております。

また、本第三者割当に係る取締役会には当社監査役3名(うち社外監査役2名)が出席しており、その全員が当該発行価格の算定根拠には合理性があり、かつ上記指針に準拠するものであることから、特に有利な発行価格には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により、割当予定先に対して割当てる株式数は1,333,300株であり、本第三者割当前の当社普通株式の発行済株式総数8,775,921株(平成28年3月31日現在)の15.19%(議決権総数79,837個に対する割合16.70%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、三井物産との本資本業務提携及び本第三者割当による財務体質の改善により、当社グループの企業価値の向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (百株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 1番3号	2,216	2.78%	15,549	16.69%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1番2号	3,249	4.07%	3,249	3.49%
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目 13番2号	3,044	3.81%	3,044	3.27%
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号	2,799	3.51%	2,799	3.00%
スターゼン社員持株会	東京都港区港南二丁目5番7 号	2,376	2.98%	2,376	2.55%
株式会社鷗橋興産	東京都品川区豊町六丁目8番 5号	2,349	2.94%	2,349	2.52%
クリアストリームバン キング エス エー (常任代理人 香港上海 銀行東京支店 カスト ディ業務部)	42, AVENUE JF KENNEDY, L- 1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目 11番1号)	2,100	2.63%	2,100	2.25%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	1,772	2.22%	1,772	1.90%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5番5号	1,603	2.01%	1,603	1.72%
クレディスイスルク センブルグ エスエー カスタマー アセツ ファンズ ユーシツ (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	56, GRAND RUE L-1660 LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号)	1,600	2.00%	1,600	1.72%
計		23,112	28.95%	36,445	39.12%

- (注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。
3. 上記の他、平成28年3月31日現在626,367株を自己株式として所有しております。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年3月31日現在の総議決権数(79,837個)に本第三者割当により増加する議決権数(13,333個)を加えた数(93,170個)で除して算出した数値であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第76期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月26日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第77期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月14日 関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第77期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)平成27年11月13日 関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第77期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月12日 関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年5月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月3日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成28年5月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

スターゼン株式会社 本社
(東京都港区港南二丁目5番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。